

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	自主財源の確保に係る財務事務の執行及び管理の状況について	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成25年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成29年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年4月25日	△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

平成28年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
52	3	0	55

※1つの指摘・意見に対して複数の部局が回答している場合、按分して計算

第3 分担金及び負担金、使用料、手数料について II 使用料について

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
3(2)減額・免除制度の適切な運用について(意見) 各施設における減額・免除制度が真にやむをえないものか内容を検討された。	地域まちづくりと公民館の今後のあり方について、関係部局と継続的に協議を行っているところであり、減免制度を含む料金体系についても公民館の今後のあり方を検討する中であわせて検討する。	△	教育委員会	社会教育課	6352	118

第3 分担金及び負担金、使用料、手数料について IV ごみ処理有料化への対応について

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
3(1)⑤ごみ処理の有料化の推進について(意見) ごみ処理有料化を推進することが望まれる。	本年度「ごみ減量・資源化指針」を改定し、本指針に掲げる作戦を総合的・計画的に推進し、毎年度のごみ削減量を点検するとともに、減量効果を検証・評価しながら、ごみ処理有料化制度の導入の検討を開始する基準を明記した。	△	自然共生部	自然共生政策課	6402	150
3(1)⑥ごみ処理のコストについて(意見) ごみ処理の手数料は、ごみ処理コスト、市民の受容可能性、負担感を考慮し設定することが望まれる。	ごみ処理有料化制度の導入の検討にあたっては、環境審議会からの答申も踏まえ、ごみ処理コスト、市民の受容可能性、負担感を考慮して多面的に検討する。	△	自然共生部	自然共生政策課	6402	150

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	自主財源の確保に係る財務事務の執行及び管理の状況について
監査実施年度	平成25年度
提 出 日(最新提出日)	平成29年3月31日
監査委員公表日	平成29年4月25日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第4 財産収入について

I 未利用資産の活用について

指摘及び意見	措置状況(平成28年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
<p>3(2)①(ii)不法占用の早期解消による売却について(指摘) 不法占用を理由に売却できない土地について、不法占用の解消をより積極的に進める必要がある。不法占用が解消されない場合には法的手段も検討すべきである。</p>	<p>不法占用を理由に売却できない土地を解消すべく、顧問弁護士の指導の上、法的措置の準備を進めている。</p>	○	行政部	管財課	3168	158
<p>3(2)①(iii)占有料の徴収について(指摘) 不法占用者から占有料を徴収すべきである。</p>	<p>不法占用が確認された案件については、占有状態の解消の履行請求や使用料金の請求などの対応を進めている。</p>	○	行政部	管財課	3168	158